

伊丹市内部統制基本方針

行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供し、市民から信頼される行政運営を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第2項の規定に基づき、伊丹市内部統制基本方針を次のとおり定めます。

また、行政委員会、行政委員及び地方公営企業等における事務を含め、全庁で内部統制に取り組みます。

1 目的及び取組

(1) 業務の効率的かつ効果的な遂行

業務の目的の達成に向け、より効率的かつ効果的に業務を遂行します。

(2) 財務報告等の信頼性の確保

適正な手続に基づき、情報の保存及び管理を行い、財務報告等の信頼性を確保します。

(3) 業務に関わる法令等の遵守

職員一人ひとりが、業務に関わる法令等を理解し、遵守します。

(4) 資産の保全

適正な手続により資産の取得、使用、管理及び処分を行い、保有する資産の保全を図ります。

2 対象事務

財務に関する事務を対象とし、その他、その管理及び執行が法令等に適合し、かつ、適正に行われることを特に確保する必要があるものを、適宜、対象とします。

3 有効性確保の取組

(1) 推進・評価体制の整備

内部統制の推進・評価に取り組むための体制を整備し、その運用に取り組みます。

(2) 監査委員との連携

必要に応じて、監査委員との情報共有や意見交換等を行い、連携を図ります。

(3) 評価結果の公表

毎年度、本市の内部統制に関する評価結果報告書を作成し、監査委員の審査を経て、市議会に提出するとともに、市民に公表します。

(4) 内部統制の見直し

内部統制に関する評価結果、監査委員、市議会からの意見等を踏まえ、必要に応じて、本市の内部統制の見直しを行います。

令和6年4月1日

伊丹市長 藤原 保幸